

平成30年度 指定管理者監査の実施計画

平成30年10月22日決定

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30年度の監査計画に基づく指定管理者監査を次のとおり実施する。

1 監査の基本方針

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における公の施設の管理に係る事務が指定管理者制度を導入した目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかについて監査する。

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
東久留米市西部地域センター 東久留米市南部地域センター 東久留米市東部地域センター 東久留米市滝山地区センター 東久留米市ひばりが丘地区センター 東久留米市大門町地区センター 東久留米市市民プラザ	株式会社セイウン	市民部 生活文化課

3 監査の実施期間

平成30年10月22日から平成31年3月27日まで

4 本監査の実施日

平成31年2月1日（金）

5 監査報告書の提出

平成31年3月28日（木）

6 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者及び当該施設

を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施する。

7 監査の着眼点

(1) 所管部課関係

- ① 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- ② 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- ③ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ④ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- ⑥ 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ① 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。
- ② 会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。
- ④ 収納事務は適正に行われているか。
- ⑤ 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- ⑥ 施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ⑦ 施設の管理運営は適切に行われているか。